

令和4年横審第7号

裁 決

水上オートバイA水上オートバイB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年10月3日09時45分

静岡県西倉沢漁港東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA 水上オートバイB

総トン数	0.1トン	0.1トン
登録長	2.85メートル	2.72メートル
機関の種類	電気点火機関	電気点火機関
出力	213キロワット	112キロワット

3 事実の経過

Aは、最大とう載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.15メートル船尾0.25メートルの喫水をもって、令和3年10月3日09時25分頃静岡県清水港に所在する水上オートバイ専門店付近の砂浜を発し、西倉沢漁港東方沖合に向かった。

ところで、西倉沢漁港東方沖合には、定第15号と称される漁場区域が許可されており、その中には周年にわたり定置網が敷設されていた。

a受審人は、平素遊走している前示漁港東方沖合まで、b受審人を案内することとしてBに先行し、毎時80.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で陸岸に沿って北上して前示漁港東方沖合に到着し、09時40分静岡市清水区所在の三等三角点八木間村（以下「八木間村三角点」という。）から047度（真方位、以下同じ。）1,450メートルの地点付近で、発航地に帰ることとし、機関をアイドリング状態にして船首を南東方に向けて漂泊を始めたのち、左手を上げて清水港の方向を指差してb受審人に発航地に向かうことを知らせ、Bを先行させるつもりで同船が航過するのを待っていた。

a受審人は、09時45分僅か前八木間村三角点から047度1,450メートルの地点で、船首が135度を向いていたとき、Bが左舷船尾67度90メートルのところとなり、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、b受審

人が平素、自船から安全な距離を取って遊走していたので、今回もBが安全な距離を保って航過するものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、09時45分八木間村三角点から047度1,450メートルの地点において、Aは船首が135度を向いたまま、その左舷船尾部にBの船首が後方から67度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の南西風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、最大とう乗人員3人のFRP製水上オートバイで、b受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.15メートル船尾0.25メートルの喫水をもって、同日09時25分頃清水港に所在する水上オートバイ専門店付近の砂浜を発し、西倉沢漁港東方沖合に向かった。

b受審人は、Aの右舷船尾方約100メートルのところを追走し、毎時80.0キロメートルの速力で陸岸に沿って北上中、09時40分西倉沢漁港東方沖合でAが停船したので、同船を航過したのち減速し、発航地に帰ることとして反転し、漂泊した。

b受審人は、09時44分半少し過ぎ八木間村三角点から043.5度1,710メートルの地点で、右舷船首約300メートルのところへ船首を南東方に向けているAを視認し、同船が先に発進しているように見えたので、Aを追いかけるつもりで発進し、左舷船首方の定置網を見ながら増速した。

b受審人は、09時45分僅か前八木間村三角点から046度1,520メートルの地点で、針路を202度に定め、毎時80.0キ

ロメートルの速力で進行していたとき、Aが正船首90メートルのところとなり、同船が移動しないことから、漂泊していることがわかり、その後Aに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、同船が自船より先に発進して自船と同じ速力で遊走するので接近することはないと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aを避けることなく続航し、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船尾部外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じ、のちに廃船処理され、Bは、船首部船底外板に擦過傷を生じたが、のちに修理され、a受審人が左下腿切断を負った。

(航法の適用)

本件は、西倉沢漁港東方沖合において、漂泊中のAと航行中のBが衝突したもので、同水域には特別法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、西倉沢漁港東方沖合において、係留地に向けて航行中のBが、動静監視不十分で、前路で漂泊中のAを避けなかったことによつて発生したが、Aが、動静監視不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、西倉沢漁港東方沖合において、係留地に向けて航行中、

前路に漂泊中のAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、Aが自船より先に発進して自船と同じ速力で遊走するので接近することはないと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれのある態勢で接近する状況であることに気付かず、Aを避けることなく進行して衝突を招き、自船、A両船にそれぞれ損傷を生じさせ、a受審人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、西倉沢漁港東方沖合において、Bを先行させるつもりで漂泊する場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、b受審人が平素、自船から安全な距離を取って遊走していたので、今回もBが安全な距離を保って航過するものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近しているBに気付かず、衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続けて衝突を招き、自船、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年11月10日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾